

# 警察・商工労働委員会記録

- 1 期 日 平成20年10月17日（金）
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 東 保幸  
副委員長 中村道徳  
委 員 金口 巖、栗原俊二、下原康充、門田峻徳、中本隆志、  
大曾根哲夫、宇田 伸、平 浩介

4 欠席委員 なし

## 5 出席説明員

[警察本部]

警察本部長、総務課長、会計課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、生活安全企画課長、地域部長、地域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、公安課長

[商工労働局]

商工労働局長、立地政策審議官、総務管理部長、商工労働総務課長、労働福祉課長、雇用人材確保課長、職業能力開発課長、産業振興部長、産業技術課長、新産業課長、経営支援課長、金融課長、企業立地課長、観光課長

[労働委員会事務局]

事務局長、事務局次長、総務調整課長

## 6 報告事項

[警察本部]

- (1) 狩猟期における猟銃等に係る事件・事故の防止と取締りの強化について
- (2) 交番相談員の活動状況について（平成20年度上半期）
- (3) 指名手配被疑者の捜査強化について

[商工労働局・労働委員会事務局]

- (4) 広島県高度産業人材育成事業について
- (5) 第3回広島バイオクラスター推進協議会及びシンポジウムの開催について
- (6) 広島県経済の動向

## 7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名

[警察本部関係]

- (3) 質疑・応答

○質疑（金口委員） 今、説明をいただいた中ではございませんが、ことしの6月に道路交通法が一部改正されました。県警のホームページを見ましても、この改正された内容について、素人の私が見てもわかりやすく、改正の内容が十分把握できまし

た。そういう意味では、ホームページも立派なものがつくられていると感じます。

その内容の中で、私が一番関心を持っておりまして、後部座席のシートベルトの着用というところです。広島県のある民間のバス協会がつくっている資料の中にあった平成18年の警察庁の調べによりますと、全国で後部座席のシートベルト着用率というのは、7.5%しかない。これは昨年の段階ですが、その後、平成20年6月に道路交通法が改正されまして、後部座席もシートベルトの義務化というのがなされました。今、3カ月くらい経過していますが、この間に県警といたしまして、どのような取り組みをされているか、まずお尋ねしたいと思います。

○答弁（交通部長） 後部座席を含めてシートベルトというのは運転者、それから車両に乗っている人の命を守るという点で非常に効果的なものであります。6月に後部座席のシートベルトの着用が義務化されたということで、とりあえず全県的に、今委員が言われたように、シートベルトの低い着用率を上げるといったことで、交通安全関係の啓発活動を中心に取り組んでまいりました。

具体的には、更新時における交通安全教室であるとか、各地域で行われる交通安全教室などで、徹底して着用率を上げるということに取り組んでおります。

○質疑（金口委員） これまで後部座席は、特にタクシーなどはつけなくて済んでいたわけですがけれども、今回の法改正によりまして、当然つけなくてはならなくなった。私たちもそうですけれども、ややもすると、つけ忘れというのが非常に多いだろうと思うのです。

私もある地点で、着用率はどうかと思って見たことがあります。ただ、上のベルトがなく下だけ着用していたら見られませんが、見てみました。やはり随分少ないと感じております。

これは高速道路では罰金の対象になります。一般道路ではそこまでなっていないと理解しているのでありますけれども、やはりもう少し警察として徹底した指導をしないと、まだまだ着用率は上がっていかないのではないかと感じております。

先ほど、いろいろな機会を通じてということがございましたけれども、これからは具体的にどのようにされていくかについて、もし案がございましたら、御披露いただきたいと思います。

○答弁（交通部長） まず、着用率が実際に今どうなっているかというのを申し上げますと、これは全国的な調査結果ではございませんけれども、県警側が独自に調査したところでは、施行後1カ月たった時点、これは7月上旬になりますけれども、高速道路では72.9%、それから一般道路では32.3%ということで、法改正前と比べますと、高速道路では64.3ポイント、一般道路では26.4ポイント増加というふうにかなり上昇してきている。

また、これも県警独自の調査でありますけれども、8月の調査では、高速道路では80.6%と、かなりの数字になっています。

それで、今後どうするかでありますけれども、これは警察庁の指示もございませ

けれども、着用率が低いということを考えまして、秋の全国交通安全運動が終了する9月末までの間は広報啓発活動に重点を置くということでありました。ただ、この間も悪質・危険な行為が認められる場合は検挙するということでもありますけれども、それ以外のものは一応指導という形で当たっております。

もともとこの義務づけというのは、冒頭にも申し上げましたけれども、交通事故の被害軽減を図ることを目的としたものでありますので、後部座席の被害軽減を広く理解していただき、自発的な遵守を促すことが最も重要であると思われまます。ですから、広報啓発活動は引き続いて行いますけれども、高速道路や自動車専用道路において非着用が認められた場合は、取り締まりを行うというスタンスで啓発を進めてまいります。ただし、先ほど委員が言われましたけれども、これは罰金というのはありませんで、点数が1点減点になるという処分という形になってまいります。当面、一般道路では点数が引かれるというようなことはございません。

○要望（金口委員） 私が感じていたより、実際の高速道路の着用率は高いと感じました。県警の方で調べた数字ですから、間違いはありませんし、やはり県民の意識、ドライバーの意識、それから後部座席の同乗者の意識も随分高くなってきているのだと感じました。これは広報のたまものであると思うのです。引き続きしっかり広報をしてもらって、100%というのはなかなか難しい数字でありますけれども、ぜひそれに届くように頑張っていただきたいということをお願いします。

○質疑（栗原委員） 2点ほどお伺いしたいと思うのですが、一つはまず、2008年版の警察白書によりますと、聞き込み捜査による検挙が激減しているということが出ております。これは全国的な話ですが、昨年1年間で聞き込みを端緒に容疑者を逮捕した事件というのが10.8%減少している。1993年から比べると、約半数以下になっています。1998年と比べても35%減少している。こういうふうなことが出ておまして、それと同時にこの白書によりますと、全国の刑事2,454人にアンケートをした結果として、79.2%の方から協力を得られにくくなっているという答えが返ってきています。

全国の事例はこういった警察白書には載っておりますけれども、聞き込み捜査による検挙の激減という実態について、広島県はどういう状況にあるのか、まずお伺いしておきます。

○答弁（刑事部長） 県内の聞き込み捜査による検挙率であります。平成5年が3.7%、平成10年が1.4%、平成19年、昨年ですけれども、1.6%ということになります。これは全刑法犯、検挙した刑法犯の中で聞き込みが端緒となって検挙したものの割合です。ですから、全検挙の中で聞き込みによるものというのは非常に少ないわけですけれども、平成5年と比べますと半減以下であります。9年前の平成10年に比べますと、0.2ポイントの差ですから、ほぼ同じぐらいということになります。

○質疑（栗原委員） 聞き込み捜査の重要性というのは、当然あるかと思うのですが、けれども、こういう形で激減している状態は、非常に問題ではないかということを感じ

じるのです。この白書の中にもその原因として、背景として挙げられるものが都市部への人口集中による単身世帯の増加、それから社会における連帯感や帰属意識の希薄化、3点目としてそれに伴う他人への無関心の特性の広まり、こういう事柄が指摘されております。

現実に一般からの情報というものが得にくくなっていることについて、社会状況の中にも原因があると思うのですけれども、やはり捜査に対して聞き込み情報が重要であるとするならば、もう少し県民の理解と協力を得るような取り組みを県警本部としても行う必要があるのではないかと思います。そうした観点で県民に何か協力をしたいと思ってもらえるような取り組みはしていращやるのでしょうか。

○答弁（刑事部長） 特別に協力を得るための方法ということではないかもしれませんが、犯罪に関する情報をタイムリーに発信しまして、犯罪に対する関心を持ってもらう、それから、地域の連帯ということで、ボランティアなどを結成しまして、自分たちの地域は自分たちで守ろうという意識を持ってもらって、その連帯意識を固めてもらうというような活動を進めてまいっております。

ただ、都市化の進行と無関心というのは、なかなか改善することは難しいと思います。だから、協力が得られないというのではなくて、聞き込みに行きましても無関心ですから、その方がその犯罪に関して、あるいは他人の話に関して知らない、ということで協力はしてあげたいけれども、私は何も知らないというような状況が多いということで、非常に苦勞しているところであります。先ほど申しましたように、犯罪に対する関心を持っていただきまして、協力が得られるよう、今後とも引き続き取り組んでまいります。

○質疑（栗原委員） この白書によりますと、警察捜査に協力を得られない理由の中の一番に、警察に話をするのがめんどろという調査結果になっています。私はそれが非常に問題なのではないかと思えます。警察に話をするのが面倒ということが理由になったとするならば、やはり警察の側も何らかのアクションを起こして、理解を得るということをしていく必要があるのではないかと思います。

そういう社会状況の変化の中で、難しい状況があるとするならば、やはり一歩踏み込んだ取り組みもぜひとも必要ではないかと思えますし、捜査に不可欠であるということをもう少しアピールする場といいますか、そういったものをぜひともお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○答弁（刑事部長） 委員がおっしゃるとおりです。そういう協力を得られるように、警察も日ごろの仕事をしっかり続けまして、機会あるごとに理解を得るようにしていきたいと思えます。

情報提供に対しては捜査特別報償金制度というものを設けておりますが、一つの情報を出していただければ、それに対する報償金を出しますという制度であります。現在では廿日市の女子高生が殺された事件を指定しております。

○質疑（栗原委員） もう1点は、迷惑110番が非常に多い件です。これは栃木県警察の

例ですが、迷惑通報の内容について、「こんなことでも110番？」という冊子を作成して、県民にお配りをしているという記事が新聞に載っておりました。

これは栃木県警の話ですけれども、ことしの上半期で受理した6万9,000件の110番通報のうち、身勝手な内容と思われるものが4,805件あったそうです。それがきっかけとなって、こういう冊子をつくられたそうですけれども、広島県警としてはこの辺の状況はどうなのでしょう。

○答弁（刑事部長） 県内の迷惑通報の状況であります。いわゆる迷惑110番という統計はありませんが、110番の通報内容により、いたずらや要望、苦情、そして地理や電話の照会など緊急を要しない110番通報の件数ということでまとめております。

平成19年中は、110番総受理件数25万9,305件のうち9万4,252件で、約36%を占めております。

本年でございますが、9月末で6万7,946件、前年同期と比べますと、1,311件減少しておりますが、やはり総受理件数の約36%を占めており、依然として高い割合を占めております。

○質疑（栗原委員） 栃木県警の場合は、そういうものの中から122例を選んで自己中心的要望、生活トラブル、家庭内トラブル、動物関係トラブルとか、そういう項目を7項目にまとめて冊子をつくられているようであります。

こうした迷惑通報は、やはり重大事案への対応のおくれを引き起こすのではないかと思います。栃木の場合は、県警が一度に受けられる110番通報電話は6本ということが出ております。広島県の場合はこうした迷惑通報が、重大事犯への対応のおくれにつながるような危険性は今までなかったのかどうか、今、どういう状況になっているのか、教えてください。

○答弁（地域部長） 広島県警の110番通報電話については12本準備しております。そして対応のおくれということではあります。現在のところ、私の知る範囲では聞いておりません。

○質疑（栗原委員） こういう迷惑事案が、重要な事件等の対応に影響が出ることもあり得るでしょう。県民にもう少し訴えていく必要があるのではないかと思います。特に大事なのは、マスコミ等を使って、そういったことを皆さんに周知するという必要性を非常に感じております。

その辺についての取り組みをもう少し積極的に行うべきだと思うのですが、県警としての今の対応はいかがでしょうか。

○答弁（地域部長） 先ほどのお話の中にありました特異な事例を広島県についても少し御説明いたしますと、今、カラオケをやっている店を教えてくださいとか、家に帰る金がないのでパトカーで送ってくれとか、かぎをなくしたのでドアを開けてくれとか、ガソリンスタンドの駐車待ちの車が多過ぎて順番が回ってこないの他の車をつかまえてくれなどの事案が入っております。

迷惑通報等の対応に時間をとられると、真に緊急を要する事件・事故への対応が

おくれる可能性があるため、このようなことに関して広島県はどのようにして対応しているかといいますと、現在、次の4つの項目の対策を講じてございます。

1点目は、積極的な事件化の推進であります。これは本年8月にも、3カ月間で2,000件余りの意味不明の110番通報した女性を業務妨害で逮捕しました。このように悪質性の高い通報に対しては、厳格な態度で対応しているというのが一つであります。

2点目は、積極的な広報活動の実施であります。テレビ・新聞などのマスメディアを通じての110番通報の正しい利用方法、また、相談電話を活用する広報活動の実施や県警ホームページの活用を図っております。

また、各警察署の所轄をつけたパンフレット、このようなパンフレット（パンフレットを示す。）を準備しているのですが、配布等による積極的な広報活動を行っております。

3点目は、受ける側の部内協力の実施であります。緊急を要する110番通報に早急に対応するため、迷惑通報を迅速に処理する、受理指定機能の向上を図っております。

そして4点目として、管理者対策であります。常習的に迷惑110番通報をする人物を把握して、当該人物が利用する電話の設置場所の管理者に対して、直接面接して、迷惑110番をしないように協議、依頼をしていくということでございます。今後も各種取り組みを強力に展開して、迅速的確な通信指令活動に努めてまいりたいと思います。

○要望（栗原委員） いろいろな取り組みがなされているということは、十分わかりましたけれども、私もそういうことが積極的に行われているという実感が余りないので、やはりもう少ししっかり表現できるように取り組みを強化していただければということをお願いいたします。

○質疑（中本委員） 先ほど栗原委員の方から、聞き込み捜査に対して質問がありましたので、それに関連して質問させていただきます。今、大きい事件については、捜査報償費が普通に支払われる時代になってきておりますけれども、日々、皆さん方、特に刑事さんあたりが暴走族であるとか、犯罪にかかわるいろいろな活動をされる中で、情報提供者に対するお礼、たばこを買ってあげるとか、喫茶店で情報を交換するのにお茶を飲むなどの費用について、先ほど平成5年度と比べて検挙率が半分になっていると言われましたけれども、その当時と比べてお金の出方はどうなのですか。ふえているのか、減っているのかという観点で正確な数字でなくていいのですが。

○答弁（刑事部長） 資料をまとめていないのですが、ふえているか減っているかということですが、捜査費用は全体的に落ちていますから、若干減っているかもしれないと思います。現実には、有力な情報、あるいはいろいろ情報提供などの協力により、普通では得られにくいものを得られた場合については、報償費として出

しております。その数もかなりのものだと理解しております。

○質疑（中本委員） どこを向いても景気が悪いとかお金がないという時代なのですが、特に警察行政に関しては、削っていい部分と悪い部分があって、合法であり捜査に役立つのであれば、お金を使えるという雰囲気や内部でつくってあげないといけないと思います。例えば、あそこには何回も行っているのに、多少の包みぐらい持って行ってあげたいとか、いつもいろいろな情報をくれる方に、たまにはたばこぐらい買ってあげようとか。その報償費の枠が狭められているので、十分に使うことができず、細るようでは、とどのつまりは検挙率につながってくる。先ほどもそういったことがありましたけれども、警察と話をするのが面倒くさいというのは、だれもあると思うのです。ただ、そのつながりの中で、情報というものが得られると思うので、今後はそういったものを余り狭めないように、合法であり、検挙につながるのであれば、枠を広げてもらいたいということです。

それともう一つ、重要犯罪が解決したとき、本部長主催で捜査報償費の中でのお疲れ会というのが以前はあったと思うのですが、近年はこれも細っているのではないかと思います。警察官の方は正義感の中で、自分がこれを絶対解決するのだという思いで、何年もかけて解決したのだから、みんなで集まって何かやるというときに、会費制でやるのではなく、恐らく警察の中で予算化されていると思うので、気持ちの問題ですがそういったところも堂々と使えばいいと思うのです。

こういうことは、刑事部長なり本部長の腹の中でとどめられていただきたい。やはりそういったことを活用しないと、なかなか士気も上がらないし、犯罪の検挙率も下がってくるのではないかと思います。

○答弁（刑事部長） 打ち上げの飲み食いについては、一切、予算を使っていません。

○質疑（中本委員） 私の把握では、平成5年度ごろはあったと思います。

○答弁（刑事部長） すべて自費でやっています。士気の高揚ですけれども、別に解決できたからというのではなく、安いところで、反省や難しかった点などを語り合って、また次の事件に生かせるようやっております。

それと、先ほどの捜査協力の謝礼につきましては、捜査員の方の中には、一生懸命協力していただいても、それが事件に結びつかないものであれば、なかなか出しにくいという方もおります。それがきちんとした時点で、重要な情報であった場合には出せるということではありますが、本人がなかなかその要求を上げてこないの、やはり意識を改革して、必要などころには、無駄になる場合があっても使えるようにしていきたいと考えております。

○意見（中本委員） きょう言いたかったことは、要するにそういったことを余り狭めると、全体としていいことにならないということを言いたかったわけでございます。もうこれ以上言いませんが、現場が働きやすい状況をつくるのが、いいことにつながるということで、よろしくをお願いします。

○答弁（会計課長） 中本委員の御質問に関連いたしまして、捜査員の捜査報償費の執

行についてでありますけれども、捜査員がより効率的に執行できるように、現在、捜査諸雑費というのを設けております。一々上司の決裁、判断を仰がなくても、捜査員自身の判断により執行できるというものを各捜査員に交付しまして、これを月末にまとめて報告させるという方式です。また、もし諸雑費が足りなくなれば、追加交付を申請により出すということにしております。会計の方から各署を巡回したり、あるいは捜査員を集合させて教養をしたりして、積極的な執行に努めております。

また、激励慰労費、先ほどの大事件後の打ち上げにつきましては、監査委員からの御指摘もございましたので、全国的な情勢も踏まえて、国費あるいは捜査報償費におきましても、現在は一切執行いたしておりません。

○意見（中本委員） 諸雑費は月1人当たり5,000円ぐらいではないですか。先に5,000円もらってしまうと、後から追加でくださいとはいにくいので、逆効果の気もするのですが、先ほど言いましたように、捜査しやすいような体制をつくってもらいたいということでございます。

○質疑（平委員） 先日、「減らそう犯罪」県民アンケート実施結果が公表されましたが、それについてお尋ねしたいと思うのですが、居住地域の治安状態は、以前と比べてどうかという質問に対して、「よくなった」、「どちらかと言えばよくなった」という答えが24.8%で、前年から2.9ポイントふえていいです。「以前と変わらず」というのが28.8%で、これもふえています。「以前と変わらず悪い」という答えは3.0%、「悪くなった」「どちらかと言えば悪くなった」と答えた人が41.9%で、これは4.8%減っていますので、悪くなったという人が40%いて依然として多いですが、これは傾向としてはいいと思います。

そこで、私がお聞きしたいのは、その次の質問で、「治安がよくなった理由は何か」という質問に対して、「地域社会の連帯意識が高まったから」と答えた人が一番多く、「治安が悪くなった理由は何か」という答えに関して、一番多かったのは、「地域社会の連帯意識が希薄になったから」ということで、両極端の答えが出ています。こっちの方は地域社会の連帯意識が高まったから治安がよくなったと思う、逆にこっちの方は、連帯意識が希薄になったから、治安が悪くなった。同じ県内で全く反対のとらえ方をしているという、非常に興味深いといえますか、両極端だと思ったのですが、この結果を警察本部としてはどう分析され、今後、どういう施策をして生かそうというお考えか、お尋ねしたいと思います。

○答弁（生活安全部長） 「減らそう犯罪」県民アンケートの結果ということでございます。第1点目の御質問の結果でありますけれども、やはり県民の皆様方が地域の治安状態を判断するに当たりまして、地域社会における連帯感の強さを最も重要な要素と考えられていると分析をしております。

それで、今回のアンケート結果を踏まえての今後の対策等でございますけれども、各地域におきます防犯ボランティア活動のさらなる活性化、それから地域社会の連



帯感を強めるさまざまな活動の促進に努めまして、県民の安全と安心感の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○意見（平委員） 私の推測なのですが、あとの質問で防犯ボランティアの活動に参加している人が10.4%だと書いてありますけれども、防犯ボランティアに参加している人は、地域と一緒に自分が防犯活動をやっているから、地域連帯意識が高まったと思っているのではないかと。逆にこういうものに参加していない人は、何となく方向を見ると治安が悪くなっているということだと思うのです。

今、部長がおっしゃったように、連帯意識を強めることは大事なのですが、今はもう二極化しているのです。地域の祭でも、積極的に参加して楽しんでいる人がいれば、嫌だという人もいます。同じ県内に住んでいながら二極化していますので、恐らく、こういうボランティア活動に参加しましょうということを一生涯懸命訴えても、参加する人は参加するけれども、しない人はしないということでなかなか変わらないと思うのです。

そういった中で、ただ何となく治安が悪くなっていると感じているのは、一つは報道の影響が大きいと思うのです。報道は自由ですから、警察でどうこう言えませんが、やはり非常にインパクトのある報道が続いています。いい例として、交通事故というのは、余り大きく報道されません。多くの交通事故死がありますが、何か大きい事故以外は余り報道されませんから、これには鈍感になっています。殺人事件は物すごく報道されますので、日本は大変に危なくなったというように、十分に報道の影響があると思うのです。

そうした中で、警察としてできることは何かと思うのです。私は率直に考えまして、そこまで日本の治安は悪くないけれども、悪くなったと感じる人がまだ4割もいるというのは、社会として余り結構なことではない。ではどうすればいいかと言えば、私も案がありませんけれども、体感治安についてはこの傾向が減っていくような取り組みを地道に続けていただきたいと思います。

○質疑（中村副委員長） 8月の警察・商工労働委員会で、施策の点検結果を報告されましたが、交通安全対策の推進というところを改めて見させていただきました。交通事故の死亡者数は随分減少傾向にあるのですが、発生件数、負傷者数は高水準で推移してしまっていて、今後の取り組みの方向としては、交通安全教育や広報啓発活動の推進など、いろいろ取り組みをされていくようになっています。あわせて最後に、交通安全施設等の整備等、総合的な交通安全対策を実施するとまとめられています。

警察の御努力で交通安全対策がきちんと進んでいるのですが、一方では、交通安全施設等が警察の内部でも大きな課題になっているのではないかと思います。

住民が県税を払って、一番やってもらってよかったと感じるのは、自宅周辺に信号機がついた等、安心・安全にかかわることです。特に田舎の方、例えば県道37号線がありますが、すごいスピードで車が走行している。そこに横断歩道がただただいても随分違う。7時半から8時半までの朝の時間帯は、交通量が随分多く、すぐ

信号機が変わるものですから、小学生が通れない。先日は、安佐北警察署が、わざわざ1時間そこに立って、計測調査をしていただき、私も立ち会いました。その翌日すぐ直していただいた。それが地域住民の皆さんにとっては、本当に金を使っただけよりよかった。地域住民にとって、お金をどれだけ使ってもらったかという実感は、こういうことにあらわれてくるのではないか。

そこで、私の地域、広島市内もよく聞くのでございますが、県の北部も含め信号機の設置要望は年間どれぐらいあるのか、それに対して何件ぐらいこたえられているのか。

一遍に御質問しますが、信号機にはお金が随分かかると思っております。この6月、最初の警察・商工労働委員会で報告されたときに、信号機がもう古くなって倒れそうだというものもある。予算化していただいているのですが、県内の信号機がどれだけ老朽化しているのかについて、安心・安全に不安を感じておりました。信号機1機にかかる費用はどれぐらいなのか、過去5年間の信号機の設置台数、ちなみに昨年度は何台設置したのか、今どれだけ滞っているのか、お聞きします。

○答弁（交通部長） それでは、順にお答えをいたします。

まず、信号機の設置要望であります。県内の28警察署を通じまして把握しております新規の設置要望は、約400カ所と把握しております。

20年度の場合、信号機の新設計画が30基でありますから、乱暴な言い方をしますが、400分の30が新設できるという形です。

この新設につきましては、毎年度その必要性等について見直し検討をしています。400分の30の残りについては、また改めて警察署に調査させて、必要と認められるものを再度要望させるという形で進めております。

それから経費については、平均的な信号機を新設する場合、1基当たり約600万円です。押しボタン式で軽易なものにつきましては280万円程度ということです。

また、これは電気などで動かすわけでございますから、年間の維持費というのは電気料など1基当たり18万円程度が必要になります。

それから、最近5年間、平成15年度から19年度までの5年間でありますけれども、幾ら設置したかと言いますと、144基設置をしております。いろいろな設置理由がありますけれども、道路新設改良に伴うものであるとか、事故の危険箇所であるとか、あるいは通学路対策といったさまざまな理由があります。そういったところを総合的に勘案して、必要なところから優先順位をつけて設置しているという状態でございます。

○質疑（中村副委員長） 1年に400カ所の新設要望の申請があるということで理解してよろしいですか。

○答弁（交通部長） いえ、400カ所の要望があるということです。

○質疑（中村副委員長） 1年に30カ所しかできない。400カ所というのは、今までの申請を合計すると大体400カ所という解釈でいいですか。

○答弁（交通部長） 要するに、今申しましたように、信号機の設置要望については、毎年各警察署から、自分の管内でどういうものがありますかというのをずっと集約しまして、そのトータルが400ということでございます。

○質疑（中村副委員長） わかりました。設置要望が随分多い。毎年要望を出し、それが400カ所で30カ所しか設置できない。それに今度古くなったものを取りかえないといけない。これは国の補助がどれぐらいのあるのですか。

○答弁（交通部長） 20年度予算のうち、補助額は3億7,000万円です。

○要望（中村副委員長） これも6月の警察の予算の概要の中にお示しいただいていたのですが、信号機新設で20年度は1億8,000万円、信号機等の更新で7億300万円、維持経費で8億8,000万円ということで随分お金がかかる。それに対して3億円くらいしか補助がないというのでは、本当に大変だろうと思っております。

ちょうど予算時期になりまして、非常に厳しい中でございますけれども、やはり各地からは要望が多いのではないかと思うところでございます。

私は、ぜひ御努力いただき、1カ所でも多く信号機の設置、更新をしていただくように、最後に要望させていただきたいと思っております。

それと、最後にもう1点、先月の警察・商工労働委員会でもございましたスクールサポーターについてでございます。この実態を二葉中学校の校長先生に会いまして聞くと、非常に学校側は助かっている。二葉中学校は東区ですが、広島東署との関係が本当にうまくいっていると思います。特に先生方が学校教育指導の部分しかできないため、いわゆる窃盗、喫煙、暴力など刑法に関しては、子供に対する指導が十分にできない。教育的な指導はできますけれども、別のところは、スクールサポーターにびしっとやっていただくというようなことがあります。これは市内でも学校から要望が随分多いそうです。この間もありましたけれども、ぜひスクールサポーターについても予算化を今後進めていただければという、現場からの御意見でございますので、よろしく願い申し上げまして、質問を終わります。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時36分

[商工労働局・労働委員会事務局関係]

(4) 質疑・応答

なし

(5) 閉会 午後11時50分